

<p style="text-align: center;"><b>請求の趣旨</b></p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } 年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>紛争の要点 (請求の原因)</b></p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年(2010年)1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する(甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である(甲2)。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年(2013年)12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年(2014年)1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>中西さんは平成23年(2011年)9月、(株)ほぼ日代表取締役の糸井重里さんらが司会を務める被告の科学番組『月刊やさい通信』「9月号 サトイモ」の回に出演した(甲3)。現地撮影終了後、被告から「(脳響水に含まれる)ガラクトースの量を教えてください。」との連絡が入った。そこで、原告は急ぎよ、JA常陸及びJA全農いばらきの紹介で、(一財)食品分析開発センターSUNATECに試験を依頼したが、結果は不検出であった(甲4)。次いで「ガラクトタンの量」が求められたため、原告は、国の研究機関の指導の下、公設試験機関が実施した試験結果を伝えた。その後の放送で、津久井学准教授(関東学院大学)は「ガラクトースという糖質が結合したガラクトタン」が「脳の構成成分やエネルギーになる」と解説した。また、(公社)日本漫画家協会理事長の里中満智子さんは「効率よく吸収されて、脳が活性化されるんだったらいいですね。これ飲んだから明日から仕事捗ります。」とコメントした。問題発覚後、原告は被告に何度も訂正を求めたが、一切応じられなかった(甲5)。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>添付書類</b></p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて(2012年9月、2013年3月)          甲2：脳響水をめぐる報道について(2012年2月26日、2011年12月19日)          甲3：動画ファイル(.mp4)「月刊やさい通信」(2011年9月25日・10月3日)          甲4：「検査成績書」(2011年9月14日)          甲5：被告からのメール(2016年10月21日)</p>